

宇 佐 市 分 別 収 集 計 画

令和4年5月

宇佐市生活環境課

1. 計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要がある。そのためには、社会を構成する主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。

当市のごみ焼却場は老朽化及びダイオキシン等の環境対策基準適合対策により、焼却能力が著しく低下している。また、最終処分場についても埋立処分終了年月日が目前に迫っており、残余容量も極めて減少しているのが現状である。

本計画はこのような状況のなか、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という。）第8条に基づいて一般廃棄物の大宗を占める容器包装廃棄物を分別収集し、地域における容器包装廃棄物の3R（リデュース＝出さない、リユース＝くり返し使う、リサイクル＝再資源化）を推進し、焼却処分量及び最終処分量の削減を図る目的で、市民・事業者・行政それぞれの役割や、具体的な推進方策を明らかにするとともに、これを公表することにより、すべての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画と容器包装廃棄物の3Rの推進により、焼却処分場及び最終処分場の延命化、循環型社会の形成が図られるものである。

2. 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

- (1) ごみの分別収集体系の整備による排出抑制、リサイクルを基本とした地域社会の構築
- (2) 市民・事業者・再生業者・行政が一体となった取組による環境負荷の低減

3. 計画期間

本計画の計画期間は令和5年4月を始期とする5年間とし、次回計画見直しは令和7年度とする。

4. 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色・茶色・その他）・ペットボトル・白色トレイ・飲料用紙製容器・段ボールを対象とする。

5. 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み(法第8条第2項第1号)

	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
容器包装廃棄物	3, 7 6 8 t	3, 7 2 7 t	3, 6 8 6 t	3, 6 4 5 t	3, 6 0 5 t

6. 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項(法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出の抑制の促進を図るため、市民・事業者・再生業者・行政がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連帯を図り、以下の方策を実施する。

(1) 分別収集に関する事項の決定

廃棄物減量等推進審議会で協議及び決定を行い、分別収集の実施に関する調査により市民及び事業者等のごみ処理に対する意識を把握した上で、対象品目及び収集方法等分別収集の実施に関する事項について、市民及び事業者並びに廃棄物減量等推進員に周知を行う。

(2) 環境教育・啓発活動の充実

学校教育や生涯学習及び各種団体の研修会等に対する資料提供や講師派遣を行うとともに、ごみ収集業務の体験学習やごみ処理施設の見学並びに容器包装廃棄物の回収活動等を通じて環境教育の推進を図る。市民、事業者に対して、ごみ排出量の増大、焼却場及び最終処分場の逼迫、ごみ処理に要する経費の急増等ごみ処理の状況についての情報を提供し、認識してもらう。さらに、ごみの排出抑制、分別排出、再生利用の意義及び効果、ごみの適切な出し方に関する教育啓発活動に積極的に取り組む。

(3) リサイクル推進団体の育成

資源回収活動を行う子ども会、婦人団体、老人クラブ等をリサイクル推進団体として登録し、収集量に応じた報奨金の交付及び資源回収用保管庫の無償貸与を行い、リサイクル活動を支援する。

(4) 容器包装廃棄物の3Rの推進とリサイクル製品の利用促進

全戸配布の市広報誌記事やチラシ、ポスターの掲示により、容器包装廃棄物の3Rの推進並びにエコマーク、グリーンマーク商品等の積極的な利用、販売を促進する。

7. 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分(法第8条第2項第3号)

市の収集体制、選別保管施設・廃棄物処理施設の整備状況、最終処分場の残余容量、再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集する容器包装廃棄物の種類及び収集に係る分別の区分は下表のとおりとする。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器		スチール缶
主としてアルミ製の容器		アルミ缶
主としてガラス製の容器	無色のガラス製容器	ガラスびん及びペットボトル
	茶色のガラス製容器	
	その他のガラス製容器	
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの		
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの		白色トレイ
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの (原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)		飲料用紙パック
主として段ボール製の容器		段ボール

8. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み(法第8条第2項第4号)

	5 年度		6 年度		7 年度		8 年度		9 年度	
主としてスチール製の容器	1 9 t		1 9 t		1 9 t		1 8 t		1 8 t	
主としてアルミ製の容器	2 8 t		2 7 t		2 7 t		2 7 t		2 6 t	
無色のガラス製容器	(合計) 7 9 t		(合計) 7 8 t		(合計) 7 7 t		(合計) 7 6 t		(合計) 7 5 t	
	(引渡量) 7 9 t	(独自処理量) 0 t	(引渡量) 7 8 t	(独自処理量) 0 t	(引渡量) 7 7 t	(独自処理量) 0 t	(引渡量) 7 6 t	(独自処理量) 0 t	(引渡量) 7 5 t	(独自処理量) 0 t
茶色のガラス製容器	(合計) 1 5 1 t		(合計) 1 4 9 t		(合計) 1 4 7 t		(合計) 1 4 5 t		(合計) 1 4 3 t	
	(引渡量) 1 5 1 t	(独自処理量) 0 t	(引渡量) 1 4 9 t	(独自処理量) 0 t	(引渡量) 1 4 7 t	(独自処理量) 0 t	(引渡量) 1 4 5 t	(独自処理量) 0 t	(引渡量) 1 4 3 t	(独自処理量) 0 t
その他のガラス製容器	(合計) 2 8 t		(合計) 2 7 t		(合計) 2 7 t		(合計) 2 6 t		(合計) 2 6 t	
	(引渡量) 2 8 t	(独自処理量) 0 t	(引渡量) 2 7 t	(独自処理量) 0 t	(引渡量) 2 7 t	(独自処理量) 0 t	(引渡量) 2 6 t	(独自処理量) 0 t	(引渡量) 2 6 t	(独自処理量) 0 t
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	(合計) 3 9 t		(合計) 3 9 t		(合計) 3 8 t		(合計) 3 8 t		(合計) 3 7 t	
	(引渡量) 3 9 t	(独自処理量) 0 t	(引渡量) 3 9 t	(独自処理量) 0 t	(引渡量) 3 8 t	(独自処理量) 0 t	(引渡量) 3 8 t	(独自処理量) 0 t	(引渡量) 3 7 t	(独自処理量) 0 t
主としてプラスチック製の容器であって上記以外のもの	(合計) 1 t		(合計) 1 t		(合計) 1 t		(合計) 1 t		(合計) 1 t	
	(引渡量) 0 t	(独自処理量) 1 t	(引渡量) 0 t	(独自処理量) 1 t	(引渡量) 0 t	(独自処理量) 1 t	(引渡量) 0 t	(独自処理量) 1 t	(引渡量) 0 t	(独自処理量) 1 t
(うち白色トレイ)	(合計) 1 t		(合計) 1 t		(合計) 1 t		(合計) 1 t		(合計) 1 t	
	(引渡量) 0 t	(独自処理量) 1	(引渡量) 0 t	(独自処理量) 1	(引渡量) 0 t	(独自処理量) 1	(引渡量) 0 t	(独自処理量) 1	(引渡量) 0 t	(独自処理量) 1
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)	3 t		3 t		3 t		3 t		3 t	
主として段ボール製の容器	5 9 t		5 8 t		5 8 t		5 7 t		5 6 t	

9. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み = 直近年度の分別基準適合物の収集実績 × 人口変動率

また、人口変動率は、過去の人口推移により、次のとおり設定した。

5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
52,946人 (対前年比) 98.6%	52,195人 (対前年比) 98.6%	51,456人 (対前年比) 98.6%	50,727人 (対前年比) 98.6%	50,008人 (対前年比) 98.6%

(直近年度の年度末人口を基に算出)

10. 分別収集を実施する者に関する基本的な事項(法第8条第2項第5号)

本市から排出される容器包装廃棄物の分別収集の実施主体は下表のとおりとする。

容器包装廃棄物の種類		収集に係る 分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管等 段階
金属	スチール製容器	缶類	委託業者による 定期回収	民間業者
	アルミ製容器			
ガラス	無色のガラス製容器	びん類	委託業者による 定期回収	
	茶色のガラス製容器			
	その他のガラス製容器			
プラスチック	ペットボトル	ペットボトル	委託業者による 定期回収	
	白色トレイ	白色トレイ	市による定期回収	
紙類	飲料用紙パック	紙製容器包装	市、委託業者による定期回収	
	段ボール	段ボール	市、委託業者による定期回収	

1 1. 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項(法第8条第2項第6号)

本市における処理の段階ごとの分別収集の用に供する施設は下表のとおりとする。

分別収集する容器 包装廃棄物の種類	収集に係る 分別の区分	収集容器・場所	収集車 (最大積載量)	中間処理
スチール製容器	缶類	・透明袋 ・ステーション	・パッカー 車 (2.00t～ 4.00t)	民間施設 ・選別処理 ・圧縮梱包処理
アルミ製容器				
無色のガラス製容器	びん類	・透明袋 ・ステーション		民間施設 ・選別処理
茶色のガラス製容器				
その他のガラス製容器				
ペットボトル	ペットボトル	・透明袋 ・ステーション		民間施設 ・選別処理 ・圧縮梱包処理
白色トレイ	白色トレイ	・なし ・回収ボックス		
飲料用紙パック	紙製容器包装	・なし(回収ボックス時) ・透明袋(ステーション回収時)		
段ボール	段ボール	・透明袋 ・ステーション ・回収ボックス		

1 2. その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

- (1) 市民に対して分別の徹底とリサイクルの重要性を認識してもらうため広報誌、チラシ、パンフレット等による広報・啓発活動を行う。
- (2) 市民や事業者の意見・要望を反映させ、容器包装廃棄物の分別収集を円滑かつ効率的に進めていくため、市民や事業者、行政からの委員で構成された廃棄物減量等推進審議会で、ごみの減量化及び資源化に関する事項について充分審議する。
- (3) 各自治区に委嘱している廃棄物減量等推進員により、分別の徹底化を図る。
- (4) 自治会や子ども会等の市民団体による集団回収を促進するため、報奨金の交付、資源回収用保管庫の無償貸与等の支援を行う。
- (5) その他の排出抑制施策として、電気式生ごみ処理機及び不用衣類のリサイクルウェア事業を推進する。

資料：廃棄物減量等推進審議会

①審議会組織(委員20名以内・任期2年)

市民代表	自治委員会代表	3名
	婦人団体連合会代表	3名
廃棄物再生事業者	資源回収事業者代表	3名
事業者代表	商工会議所及び大規模小売店代表	2名
学識経験者	市議会議員	1名
市長が必要と認める者	総務部長・市民生活部長・清掃事業局長	3名

②役割：一般廃棄物の排出抑制、分別収集、再利用等に関する基本的事項について審議する。